225

質問第二二五号令和二年六月三日提出

障がい者の雇用環境整備に向けた制度拡充に関する質問主意書

提出者

浅

野

哲

障がい者の雇用環境整備に向けた制度拡充に関する質問主意書

二〇一八年四月からは精神障がい者を雇用義務の対象とした上で、 1 わゆる障害者雇用促進法が定める障がい者差別禁止と合理的配慮の提供義務が二○一六年四月に施行、 法定雇用率が引き上げられ、 就労促進と

二%に対して実雇用率は二. 一%に留まっており、 障がい 者の雇用環境整備に向けた制度拡 充が求められ

他方、

令和元年の集計結果では民間

の法定雇

用

率二:

る。

雇用

の定着を図ることが極めて重要となっている。

この件に関連し、以下質問する。

とする合理的配慮が適切かつ有効に提供されるよう、 になった場合に限られているため、 は か ,ら通! 現行、 障害者 訳配置を必要とする職場 雇用されてから一年以内が原則とされている。 雇 用助成金のうち手話通 へ異動するケースが考えられるが、 訳 年以降 要約筆記等担当者の委嘱助成金について、支給対象障が の認定は難 随時申請が可能な仕組みとすべきと考えるが政府の 業務の拡大等を進める中で入社二、三年が過ぎて Ü ٧١ 状況にある。 申請 が認め 障が られ 7 · 者が いるのは一 働き続ける上で必 雇 用 **(**) 継 者 続 \mathcal{O} が 認定 木 難

見解を問う。

案」に対する附帯決議 支給期間は十年間と定められているが、 (二〇一九年六月六日 「障がい者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律 参議院厚生労働委員会)を尊重し、支給期間の年限につい

ては撤廃すべきと考えるが政府の見解を問う。

三 が 困難な場合がある。 手話通訳者の登録は県単位で行われるため、 事前に 「手話通訳者の委嘱変更手続き」を行い、 県をまたいだ業務が必要となった場合、 出張先である県外の手話 手話通訳者の派遣 通 訳者と

際は委嘱変更手続き対応ではなく、 スポ ット対応として助成を認めるなど柔軟な措置を講ずるべきと考え

事務手続きの負担が大きい。

出張先での手話通

訳が必要になった

再度委嘱契約を交わせば可能となるが、

るが政府の見解を問う。

匹 法定雇品 用率達成企業の割合は約四十八%に留まり、 財源となる障がい者雇用納付金制度にお いては、 未

達成企業が達成企業に拠出するような構図になっている。

ではなく、 障 が ږ۱ 者雇用は社会全体で考えるべき問題であり、 すべての企業から一定の納付金を集めた上で、達成状況に応じて給付配分を調整するような制 したがって未達成企業からのみ納付金を徴収するの

度づくりが必要と考えるが政府の見解を問う。